

# みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年11月10日 午後1時30分～午後2時5分

場 所 みやま市役所大会議室

出 欠 者 出席者 17名 欠席者 2名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

2. 農地法第18条第6項の規定による通知について

3. 使用貸借解約通知について

4. 閉 会

出席委員（17名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 野 田 一 徳  
4番 江 寄 徳 光  
6番 中 村 正 治  
8番 加 藤 和 己  
10番 木 下 正 信  
13番 長 岡 直 行  
15番 北 原 喜 博  
17番 前 原 新  
19番 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

3番 永 江 三 夫  
5番 河 野 和 夫  
7番 河 野 順 大  
9番 岡 田 佳 子  
11番 松 藤 忠  
14番 倉 吉 大 作  
16番 田 崎 明  
18番 松 尾 京 子

欠席委員（2名）

2番 日 高 徳 久

12番 東 政 廣

出席推進委員（17名）

座席番号 氏 名

21番 藤 木 茂 光  
23番 高 尾 芳 樹  
25番 山 下 勝 敏  
28番 上 原 充  
30番 柿 原 廣 典  
32番 河 野 通 成  
34番 城 敬 介  
36番 平 木 啓 喜  
39番 坂 口 昌 義

座席番号 氏 名

22番 井 上 正 光  
24番 境 秀 作  
26番 釘 嶋 房 男  
29番 松 尾 一 則  
31番 坂 梨 正 充  
33番 山 下 信 介  
35番 野 中 勝 吉  
37番 渡 邊 哲 司

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 平 野 寿 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

## 午後1時30分 開会

### ○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和5年11月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

### ○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

### ○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

### ○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号2番日高德久委員、12番東政く委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、17名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号16番田崎明委員、同じく17番前原新委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の平野寿美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（山下）

現地確認したところ、何も問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○32番（河野）

申請書並びに現地を確認いたしました。地元委員としては何ら問題ないと思われ。皆さん方の御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何

か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○33番（山下）

確認の結果、何ら異常ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○21番（藤木）

書類の確認と現地の確認をいたしました。委員としては問題ないと思いますので、皆様方の御審議をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、賃貸借となっております。市街化区域内ということで、3条の申請がされています。契約期間は3年間です。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○35番（野中）

書類及び現地確認いたしましたところ、何も問題ないと思われ。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

ここで、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とあります。該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

○議長（徳永）

事務局は、整理番号6番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○15番（北原）

書類及び現地を確認しました。地元委員としては何ら問題ないと判断しましたので、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

〔該当委員 入室〕

○議長（徳永）

次に、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。都市計画法の用途地域に位置する第三種農地に自己用住宅を建設するために転用するものです。

北は道路、西は水路、南は宅地・畑、東は畑に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については下水道へ、雨水排水については水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（井上）

去る11月7日に現地並びに書類、検討いたしました結果、地元委員としては特に問題なかったと思います。皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（江崙）

同じく11月7日に事務局、それから、地元委員さんと現地確認いたしました。特に問題ないと思いますので、皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号2番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に農業用倉庫及び関連施設を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「農業用施設」を適用しております。

北は道路敷、西は田、南は道路、東は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、既存側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

11月7日に農地委員さんと地元委員と書類及び現地を確認いたしました。何も問題ないと思いますが、皆様の慎重な審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（江崙）

同じく書類及び現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。入り口側、用地が不足、不便ということで書いてございますので、今回、県道から近いところでありまして、出

入りもよくできるかと思えます。特に問題ないと思えますので、皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号3番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に駐車場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存施設の拡張」を適用しております。

なお、今案件は、農地転用の許可を受けずに一部着工されておりましたので、始末書が添付されております。

北は境内地、西は道路、南は水路、東は水路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（山下）

11月7日、現地確認した後、何も問題ないと思えます。よろしく審議をお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（江壽）

同じく11月7日に確認いたしました。先ほど事務局から御説明がありましたけれども、一部先行ということで駐車場になっておりました。今回、始末書を出されたということでございますので、正しい姿に戻ったかなと思います。皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号4番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に自己用住宅を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

北は水路、西は譲渡人所有の田、南・東は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については合併浄化槽を設置し水路へ、雨水排水についても水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○32番（河野）

今月の7日に農地委員の皆さんと事務局、また地元委員で現地を確認しました。申請書に

書いてありますとおり、祖母より借りて自己住宅を建てるということで、地元委員としては全く問題はないと考えております。皆様方の御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（江壽）

先ほど事務局及び地元委員さんからの説明がありましたとおり、特に問題ないと思います。皆様の御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号5番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に車庫及び駐車場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存施設の拡張」を適用しております。

北は既存敷地である宅地、西は宅地、南は道路、東は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○24番（境）

11月7日、現地を事務局、農業委員さんとも確認いたしました。特に問題は見られません  
でした。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（江壽）

書類及び現地確認の結果、特に問題ないと思います。皆様の御審議のほどよろしくお願  
いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありました。何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号5番を原案どおり承認することに決定  
いたします。

事務局は、整理番号6番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号6番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。  
鉄道の駅から300メートル以内に位置する第三種農地に店舗を建設するために転用するも  
のです。

周りは道路と宅地で囲まれており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については合併浄化槽を設置し、雨水排水については溜樹を設置し、水路へ放  
流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○36番（平木）

関係委員と現地を確認しましたところ、何ら問題はないと思われまので、地元委員としては問題ないと思います。皆様の御審議よろしく申し上げます。

**○議長（徳永）**

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

**○農地委員（江壽）**

11月7日に現地確認をいたしました。この平面図では地面に見えるんですけど、実際には国道とその後ろ側に、宅地との間にございまして、大体、その両側の地面から約1メートルほど沈んだところにありました。ということで、排水とか水の供給とか、農業に必要な水の供給とかがうまくいっていないような土地でございました。

そういうことで、書類、それから現地確認した結果、地元委員さんの意見同様問題ないかと思ひます。皆様の審議のほどよろしくお願ひいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号6番について説明がありました。何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号6番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第31号について説明をしてください。

**○事務局（平野）**

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

議案書4ページを御覧ください。周年契約は田77万776平方メートル、畑1万3,849平方メートル、計78万4,625平方メートルで、件数は184件、筆数は438筆となっております。

議案書5ページを御覧ください。期間借地は田4万2,741平方メートルで、件数は9件、筆数は18筆となっております。

内容につきましては、6ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書41ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構への売渡しが1件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま議案第31号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

**○15番（北原）**

5ページの内更新で20年がありませんが、20年の更新ができるとかできないとか、そこんには何かの条件のあつとやろうか。希望がなかったということ。

**○事務局（岡）**

お答えします。民法上20年の契約までオーケーです。ただ、20年という、おっしゃられたとおり申出がなかったということで判断をお願いします。以上です。

**○議長（徳永）**

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第31号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（平野）**

農地法第4条第1項第9号の規定による届出についてです。農業用倉庫設置のための転用

届を1件出されております。農業用倉庫は、200平方メートル未満であれば届出をすればいいことになっております。

9月27日に地元委員及び事務局で確認を行っております。現地、書類ともに問題なしと判断しております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が26件出されております。内容については、自作が9件、設定が16件、転用が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

使用貸借解約通知について、使用貸借解約の届出が3件出されております。内容については、設定が2件、転用が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。

午後2時5分 閉会